

## 国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセス

2017年6月23日（於：バレンシア）

（仮訳）

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策の基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対処するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定する。これらの国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対処するとのハイレベルの政治的コミットメントを書面で提出している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域の特定を継続していく。

FATF及びFSRB（FATF型地域体）は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対処に関する進捗報告を継続する。FATFは、これらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期間内でのアクションプランの履行を要請する。FATFは、これらのアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを懇請する。

### ボスニア・ヘルツェゴビナ

2015年6月、ボスニア・ヘルツェゴビナは、FATF及びMONEYVAL（欧州FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2017年2月以降、同国は、刑法や金融セクター法の改正を含めた、いくつかの法案を可決した。FATFは、①残存する刑法におけるテロ資金供与・資金洗浄の犯罪化の統一、②資産没収のための適切な手続きの構築、③適切な監督の枠組みの構築を含む明白な欠陥について、どの程度対処されているかを判断するため、これらの法律の最終版を検証する必要がある。同国は引き続き、非営利セクターやクロスボーダーでの現金取引への、適切かつ妥当な措置の履行における進捗を継続する必要がある。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処する

べく、アクションプランの履行継続を慫慂する。

## エチオピア

2017年2月、エチオピアは、FATF 及び ESAAMLG（東南部アフリカ FATF 型地域体）と協働し、有効性強化及び技術的な欠陥に関連した全ての不備事項に対処するため、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。同国は、①同国のリスク評価結果の履行、②資金洗浄・テロ資金供与対策体制に、指定非金融業者・職業専門家を完全に統合、③犯罪収益及び犯罪手段の没収の確保、④テロ関連の対象を特定した金融制裁の一貫した履行や、リスクベース・アプローチに沿った非営利団体に対する相応の規制、⑤大量破壊兵器関連の対象を特定した金融制裁の構築及び履行を含む、アクションプランの履行に向けた取組を開始した。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処するべく、アクションプランの履行を継続することを慫慂する。

## イラク

2013年10月、イラクは、FATF 及び MENAFATF（中東・北部アフリカ FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2017年2月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善に向けた措置を講じてきた。同国は、①テロリストの資産を特定し、凍結するための法的枠組みや関連する手続きの履行の継続、②全ての金融機関に対する適切な顧客管理義務の確保、③全ての金融機関に対する疑わしい取引の適切な届出義務の確保、④全ての金融機関に対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの確保及び履行を含む、残存する欠陥に対処するべくアクションプランの履行を継続すべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の残存する欠陥に対処するべく、アクションプランの履行を継続することを慫慂する。

## シリア

2010年2月、シリアは、FATF 及び MENAFATF（中東・北部アフリカ FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、進捗をみせた。2014

年6月、FATFは、同国がテロ資金供与の犯罪化、及びテロリストの資産を凍結する手続の制定を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処したと判定した。FATFは、同国がFATFと合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATFは、同国の状況を引続き注視し、出来る限り早期に実地調査を行う。

## ウガンダ

ウガンダが、FATF及びESAAMLG（東南部アフリカFATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した2014年2月以降、同国は、①テロ資金供与の適切な犯罪化、②国連安保理決議第1267号、第1373号及びその後継決議に則したテロリストの資産凍結のための適切な手続の構築、③全ての金融機関における適切な記録保存義務の確保、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の構築、⑤権限ある当局に広い範囲での司法共助の履行を可能にするための、適切な法的枠組みの導入、⑥資金情報機関及び監督当局の国際協力に関する適切な法律及び手続の導入の確保、を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処した。FATFは、これまでにFATFによって特定された欠陥に対処するための必要な改革及び取組の履行過程が進行しているかを確認するため、実地調査を行う。

## バヌアツ

2016年2月、バヌアツはFATF及びAPG（アジア・太平洋FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2017年2月以降、同国は、12の修正法案の成立・施行及び対象を特定した金融制裁に関する新たな法案の導入を含む、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善に向けた措置を講じてきた。FATFはそれらの法律の最終版を検証する必要がある。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①国外のテロ資金供与リスクの評価及び対応、②資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、③資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の制定及び履行、④テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための、及びその他の国連安保理決議制裁のための適切な法的枠組みの構築及び履行、⑤完全かつ効果的に機能する資金情報機関の確保、⑥電信送金等に対する予防措置の強化、⑦金融セクターや法人、法

的取極めに対する透明性の構築、⑧全ての金融セクター並びに信託及び企業関連のサービスプロバイダーに対する、リスクに応じた資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、⑨特定されたリスクに関する国際協力と国内協調政策と取組の為の適切なチャンネルの構築、及びその効果的な実施の確保を含め、アクションプランの履行へ引き続き取り組むべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処するべく、アクションプランの履行を継続することを慫慂する。

## イエメン

2010年2月、イエメンは、FATF 及び MENAFATF（中東・北部アフリカ FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、進捗を見せた。2014年6月、FATF は、同国が、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続の制定、顧客管理及び疑わしい取引の届出義務の改善、ガイダンスの発出、金融監督当局及び資金情報機関の監視・監督能力の開発、及び完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処したと判定した。FATF は、同国が FATF と合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATF は、同国の状況を引続き注視し、出来る限り早期に実地調査を行う。

---

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：  
継続プロセスの対象から除外される国・地域

アフガニスタン

FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、FATF により 2012 年 6 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成するために、法・規制上の枠組みを構築したことを認識している。したがって、同国は、もはや現在進められている国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題、特に、公式な国境検問所でのクロスボーダー規制の完全履行への対処を APG（アジア・太平洋 FATF 型地域体）と協働して継続する。

ラオス

FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、FATF により 2015 年 1 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成するために、法・規制上の枠組みを構築したことを認識している。したがって、同国は、もはや現在進められている国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題への対処を APG（アジア・太平洋 FATF 型地域体）と協働して継続する。

（ 以 上 ）